

京宅協第689号  
平成20年3月14日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 野々山 宏 様

社団法人京都府不動産取引業協会

### 回答書

貴法人からの平成20年2月15日付文書につきまして、以下のとおり回答致します。

(回答)

敷引特約自体は、全国に存在しているものでなく、地域固有の商習慣の中になされている行為であること、特約を巡る裁判例についても、下級審において判断が分かれている状況であることから、現時点で貴法人からの申入れに対応することは困難です。当会としては、引き続き関係法令、判例等について様々な場で周知、研修等を行い、不動産取引のトラブル未然防止、消費者保護を図っていく所存です。

以上